

豊中市民間駐輪場整備助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共の場所における自転車、原動機付自転車（以下「自転車等」という。）及び自動二輪車の放置を防止し、通行機能、防災活動、都市の美観等の確保を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に資するため、豊中市自転車等の放置の防止等に関する条例(昭和61年豊中市条例第29号。以下「条例」という。)

第14条の規定に基づき、民間駐輪場整備助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業の対象)

第2条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、新設又は増設する民間の駐輪場で、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 自転車、原動機付自転車(以下「自転車等」という。)及び自動二輪車を収容するものであること。また、自動二輪車のみを収容することを目的としたものでないこと。
- (2) 条例第7条に定める自転車等の放置禁止区域内及び当該区域に出入口が接する場所にあること。
- (3) 構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等及び自動二輪車が有効に駐車できるものであること。
- (4) 自転車等及び自動二輪車の収容台数が10台以上であり、「自転車等駐車場設置技術の手引き検討調査報告書（平成19年10月 財団法人自転車駐車場整備センター 自転車等駐車場設置技術の手引き検討委員会）」に準じた駐車ます等を有すること。
- (5) 3年以上継続して運営すること。
- (6) 不特定多数の者が利用するものであること。
- (7) 利用方法及び利用料金等の情報を現地において看板等で告知すること。
- (8) 当該駐輪場の工事着手は、第5条に規定する助成金交付決定以後に行うこと。
- (9) 当該駐輪場に関わる事故及び苦情に対し、自ら責任を持って対応すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる駐輪場は、助成の対象としない。

- (1) 鉄道事業者又は公益財団法人自転車駐車場整備センターが整備又は経営するもの。
- (2) 市有地、市から提供する用地または鉄道事業者用地に整備するもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する個人及び団体が整備又は経営するもの。
- (4) 豊中市自転車駐車場設置要綱に定める附置義務台数分のもの。

(5) その他、市長が適当と認めないもの。

(助成金の交付額)

第3条 助成金の額は、「駐輪場設置のための土地取得費及び解体費を除く建設費並びに駐輪器具整備費の合計額」又は「別表第1に掲げる標準整備費により算出した額」のいずれか低い額に、2分の1を乗じた額とする。ただし、端数があるときは1,000円単位に切捨てる。なお、1件につき100万円を限度額とし、予算の定める範囲内とする。

2 複合用途の施設については、駐輪場に係る部分に限る。

(助成金の交付申込)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に助成金交付申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは助成金交付決定通知書(第2号様式)で、助成金を交付しないことを決定したときは、その旨を助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更・中止・廃止)

第6条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)が、助成事業の変更、中止又は廃止しようとするときは、助成事業変更・中止・廃止届(第4号様式)により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申込書の提出があったときは、その内容を審査し、承認したときは、その旨を助成事業変更・中止・廃止承認通知書(第5号様式)により、当該助成事業者に通ずるものとする。

(完了届)

第7条 助成事業者は、助成事業に係る整備工事が完了したときは、速やかに工事完了届(第6号様式、以下「完了届」という。)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付確定)

第8条 市長は、完了届に基づきその内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、交付すべき助成金を確定し、助成金交付確定通知書(第7号様式)により、助成事業者に通ずるなければならない。

(助成金の交付請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに助成金交付請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部を取り消し、助成金返還命令書(第10号様式)にて既に交付した助成金の全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付決定の内容及び交付の条件等に違反したとき。
- (3) 助成事業により整備した駐輪場において、助成金交付後1か月以内に開設しないとき。
- (4) その他、市長が駐輪場に関し適当でないと判断したとき。

2 市長は、助成事業者が、開設後3年以内に営業を廃止したときは別表第2に定めるところにより助成金返還命令書(第10号様式)にて助成金を返還させることができる。

(運営状況の報告)

第11条 助成事業者は、駐輪場の開設後3年以内において、民間駐輪場運営状況報告書(第9号様式)により、年度ごとの運営状況を翌年度4月末までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、この要綱を施行するために必要な限度において、助成事業者に駐輪場の運営に関する資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第12条 市長は、この要綱の規定を施行するため必要な限度において助成事業者から報告を求め、又は市職員を当該駐輪場に立入り、検査をさせることができる。

2 申請者及び助成事業者は、市職員の立入検査に協力しなければならない。

(助成金交付規則)

第13条 この要綱による助成金の交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年4月1日豊中市規則第15号)の定めるところによる。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から実施する。

別表第1

構造	標準整備費
平置式	収容台数一台につき単価60,000円を乗じて得た額
平置屋根付	
立体自走式	
立体機械式	

別表第2

返還させる事由	返還額
第10条第2項の規定に該当する場合であって期間が1年未満であるとき。	全額
第10条第2項の規定に該当する場合であって期間が1年以上2年未満であるとき。	交付額の3分の2
第10条第2項の規定に該当する場合であって期間が2年以上3年未満であるとき。	交付額の3分の1

注. 1. 期間は、開設日から廃止日をもって計算するものとする。
2. 1円未満の端数は切り捨てるものとする。